

株式会社シマノに対する勧告について

令和7年9月17日
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会は、株式会社シマノ（以下「シマノ」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、シマノに対して勧告を行った。

本件は、近畿経済産業局がシマノに対して調査を行い、令和7年7月31日に、中小企業庁長官が下請法第6条の規定に基づき公正取引委員会に対して措置請求^(注)を行った事案である。

(注) 中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること。

1 違反行為者の概要

法人番号	3120101003399
名称	株式会社シマノ
本店所在地	堺市堺区老松町三丁77番地
代表者	代表取締役 島野 泰三
事業の概要	自転車部品等の製造販売
資本金	356億1309万8351円

2 違反事実の概要

- (1) シマノは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する自転車部品等（以下「本件製品等」という。）の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通）〔勧告について〕 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）〔勧告について〕 中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1732（直通）〔措置請求について〕
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/ https://www.chusho.meti.go.jp/

- (2) シマノは、下請事業者に対して自社が所有する金型、機械装置及び工具器具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、令和5年12月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で、合計4,313個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者121名）。
- (3) シマノは、令和5年12月1日から令和6年12月末日までの間に、前記4,313個のうち468個の金型等を回収し又は下請事業者に廃棄させている（下請事業者42名）。
- ※ シマノは、下請事業者に貸与している金型等について、保管費用等の支払の進捗を進めている。

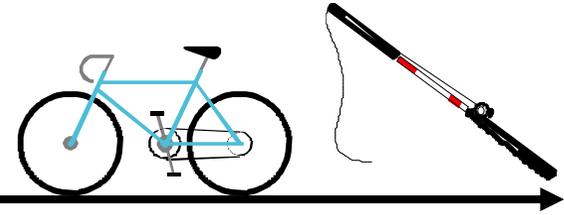
3 勧告の概要

- (1) シマノは、下請事業者に対し、無償で金型等を保管させるとともに当該金型等の棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) シマノは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) シマノは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (4) シマノは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (5) シマノは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

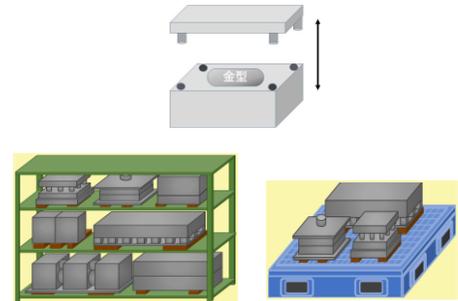
● 下請取引の内容

自社が販売する自転車部品等の製造を委託



● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請（注2））

（株）シマノが貸与した金型等（金型、機械装置及び工具器具）を用いて製造する自転車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させ、当該金型等の棚卸作業を毎年2回行わせていた（下請事業者121名・金型等4,313個）。



※金型保管のイメージ図

※（株）シマノは、下請事業者に貸与している金型等について、保管費用等の支払の進捗を進めている。

下請事業者（121名）
（自転車部品等の製造）

（株）シマノ（親事業者）
（自転車部品等の製造販売）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で金型等を保管させるとともに棚卸作業を行わせることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で、下請事業者に対して速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること など

注1 措置請求

中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうか調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適切な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）。

注2 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）。

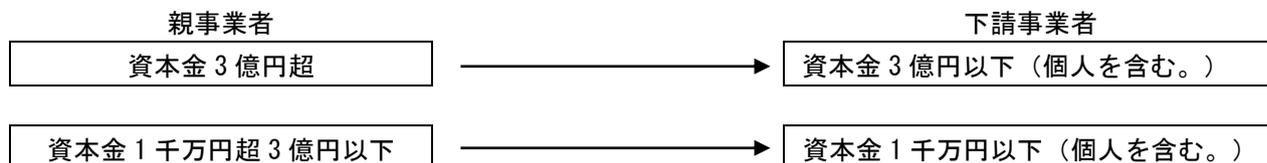
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

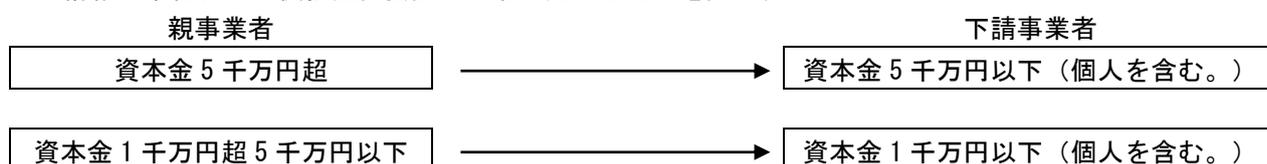
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品物の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（中小企業庁長官の請求）

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。